解散公告

当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
広島市安芸区船越南一丁目五番二七―二号
株式会社神垣商店
代表清算人　神垣　善治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
北九州市八幡西区上上津役五丁目二二番一三号
有限会社新風緑花
清算人　小畑　隆治

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
長崎市出来大工町四六番地M't アレンジビル一階
有限会社トゥライフマネジメント
清算人　小川　一朗

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
長崎県五島市東浜町三丁目五番二号
横枕海運有限会社
清算人　横枕ヨシ子

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成二十八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
長崎市小江原三丁目一四番一号
有限会社笠井商事
清算人　笠井　貞利

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
熊本市東区戸島町四〇八番地一
合同会社ライフライン
清算人　江上　浩

解散公告

当法人は、平成二十八年六月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
熊本市西区池上町二四七一番地四六
ＮＰＯ法人安全住宅支援センター
清算人　古場　正輝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月十七日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年八月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
東京都渋谷区代々木一丁目二四番一号
医療法人社団朝陽会
清算人　村上　重俊

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年八月十七日付二八都市整再三一五号市街地再開発組合の解散認可により、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
東京都中央区月島一丁目二六番四号
月島一丁目3、4、5番地区市街地再開発組合
代表清算人　谷内　敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年八月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
高知県吾川郡いの町八田二四五一番地
農事組合法人八田泉心会
清算人　津野　道彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年七月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
埼玉県大里郡寄居町大字寄居九五三番地二
医療法人光峯会
清算人　山田　光高

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
東京都港区赤坂六丁目一三番一六号アジミックビル三階
全国食肉流通業厚生年金基金
代表清算人　遠藤　昌彦

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成十年九月十日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
福岡県八女市今福一一六九番地三
清算法人今福土地改良区
清算人代表　松延　武良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市菱町三丁目一三三五番地三、最後の住所群馬県桐生市菱町三丁目一三三五番地の三　被相続人　亡　谷口　計
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年九月十六日
群馬県太田市新井町五一六番地四グランビル太田二〇一いちろう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　一郎

第65期決算公告

平成28年8月25日

名古屋市中村区名駅南三丁目9番3号
藤田螺子工業株式会社
代表取締役　藤田　眞

貸借対照表の要旨
（平成28年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,459,767	流動負債	8,191,326
固定資産	8,527,261	引当金	852
		税金定負債	5,077,105
		固株主資本	6,718,597
		資本金	89,250
		資本剰余金	20,750
		資本準備金	20,750
		利益剰余金	6,608,597
		利益準備金	22,312
		その他利益剰余金	6,586,285
		（うち当期純損失）	（364,852）
資産合計	19,987,029	負債・純資産合計	19,987,029